

平成23年 5 月23日

各 位

上場会社名 日本マイクロコーティング株式会社
 代表者 代表取締役社長 渡 邊 淳
 (コード番号 5381)
 問合せ先責任者 執行役員社長室室長 上條宇史
 (TEL 042-542-4824)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 定款変更の目的

社外役員の責任限定契約につき、柔軟な報酬設定を行うため、一部条項の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第27条 (社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第35条 (社外監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第27条 (社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p> <p>第35条 (社外監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p>

3. 日程

取締役会決議 平成23年5月23日
 株主総会開催日 平成23年6月29日
 効力発生日 平成23年6月29日

以上